

## 北杜市国際交流ボランティア登録制度要項

### (登録資格)

第1条 登録資格は、次に掲げる各号のいずれかを満たす者または団体とする。

- (1) 北杜市内に在住または勤務している満18歳以上で、国際交流ボランティア活動に資するスキル及び意欲のある者。
- (2) 北杜市内に在住している満18歳以上の者が代表を務める、国際交流ボランティア活動に資するスキル及び意欲のある法人及び団体。

### (登録方法)

第2条 登録を希望するものは本要項に同意の上、北杜市国際交流ボランティア登録申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、持参、郵送またはメールにて提出する。

- 2 申請書が提出された場合、ボランティア登録者名簿に記載し、申請者にその旨を通知する。
- 3 申請書及びボランティア登録者名簿登録に記載された事項は、市の国際交流活動以外に利用しない。

### (登録期間)

第3条 登録の期間は、原則としてその年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。年度途中で登録した場合は、その年度の末日(翌年または当年の3月31日)までとする。

ただし、登録者から辞退の申し出がない限り、登録は自動的に更新されるものとする。

### (活動の依頼)

第4条 市は、市が主催、または市が認める団体の事業に関してボランティア活動が必要と認められるときは、事業の内容に応じ、登録者に連絡し活動を依頼する。

### (交通費及びその他経費)

第5条 市が主催、または市が認める団体の事業についてボランティア活動を依頼する場合は、原則として活動の場への往復に必要な交通費や食費などの諸経費については、登録者の自己負担とする。

### (危険負担)

第6条 登録者は、活動中またはこれに前後して、事故や約束事の不履行により不利益を被らないよう、十分配慮しなければならない。

- 2 登録者が、市及び市が認める団体主催のボランティア活動において事故等により被った損害については、登録者の自己負担とする。
- 3 登録者が依頼事項の不履行等により市以外の団体に損害を与えた場合、市はその賠償責任を負わない。

### 付 則

この要項は令和4年4月1日から実施する。